

反社会的勢力への基本方針

I. 定義

下記に該当する集団または個人を反社会的勢力等と定義する。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の「暴力、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いて不当な要求を行う集団又は個人」
- (2) 前項以外で、「暴力、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いて不当な要求行為を行う集団または個人」

II. 反社会的勢力への対応に関する基本方針の概要

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めます。

1. 取組基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、次に掲げる取組基本方針に基づき対応します。

<1> 組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

<2> 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力からの不当要求に対し毅然と対応し、これを拒絶する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行います。

<3> 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

<4> 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関、特に最寄りの麻布警察署(連絡先:03-3479-0110)と綿密に連携します。

<5> 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

2. 対応態勢の整備

当社は、反社会的勢力に対する対応態勢の整備として、次の観点から統括責任部署および責任部署を定め、対応態勢の整備を行います。

<1> 反社会的勢力との関係遮断

当社は、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、相手方が反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、認識した時点で可能な限り速やかに関係を解消し、関係を遮断するために、各種取引に関する基準を整備します。反社会的勢力より申出を受けた場合、反社会的勢力に関する情報報告書に記入し、反社会的勢力への対応責任者津崎桂一に口頭及び文書にて報告を行い、対応責任者より指示を受けた者は、取引のある全保険会社に報告を行います。各保険会社への報告は、各保険会社のルールに則るものとし、具体的な報告方法は発生の都度、各保険会社の担当者に確認致します。

<2> 申出受付内容の保管

当社で受付けた反社会的勢力からの申出は、関連する資料と共に、10年間本社事務所に保管します。

<3> 反社会的勢力に対応するためのデータベースの整備

当社は、反社会的勢力に係る基本情報および取引情報を収集する仕組みを構築するとともに、それらを管理するためのデータベースを整備し、様々なソースから得られる反社会的勢力に関する情報の蓄積を図ることにより、反社会的勢力の迅速な特定および属性を踏まえた適切な対応を行います。

<4> 対応態勢を整備し、維持・向上させるための取組

当社は、反社会的勢力対応態勢の維持・向上に関する取組の実効性・適切性について検証を行い、必要に応じて対応の見直しを行います。

<5> 経営に重大な影響を及ぼす可能性のある不当要求への対応

当社は、当社の経営に重大な影響を及ぼす可能性のある不当要求等があった場合は、当該不当要求等の遮断に取り組みます。

<6> 社内規程・対応マニュアル等の整備と継続的な研修活動の実施

当社は、反社会的勢力への適切な対応を確保するための社内規程や対応マニュアル等を整備するとともに、役職員等に対する教育を実施します。

経営者保険ホールディングス株式会社

代表取締役 津崎桂一

2020年10月21日制定